

千葉県がんセンター研究所研究課題評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県がんセンター研究所（以下「研究所」という。）の研究課題に対し評価を実施することにより、県民の理解促進、効率的・効果的な研究の実施及び研究体制の整備促進のため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 研究課題の評価は、原則として、研究所における全ての研究課題を対象とする。ただし、競争的資金獲得により外部評価に諮る研究課題等は評価の対象としないことができる。

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 事前評価 研究課題の採択の可否等について評価する。
- (2) 中間評価 研究課題の見直しや継続の可否等について評価する。
- (3) 事後評価 研究目標の達成度や研究成果等について評価する。

(実施時期)

第4条 評価を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 事前評価 翌年度の県予算作成時までに行う。
- (2) 中間評価 長期の研究期間を有する研究課題については、研究期間の中間年度の県予算作成時までに行う。ただし、当該研究期間がかなり長期となる研究課題については、当該期間中の適切な時期に数回以上行うものとする。
- (3) 事後評価 研究が終了する年度の翌年度の県予算作成時までに行う。

(自己評価及び内部評価)

第5条 研究課題について、自己評価及び内部評価を実施する。

- 2 評価の実施に必要な事項は、別に定める。

(意見交換)

第6条 千葉県がんセンター病院長（以下、「病院長」という。）は、内部評価について、客観性を確保するとともに、次の各号に対する助言を得ることを目的として、外部専門家との意見交換を実施する。

- (1) マネジメントの向上及び関係機関間の連携強化
 - (2) 知的財産マネジメント
 - (3) 当該研究内容及び活用方法
 - (4) 内部評価に係る制度の充実
 - (5) その他研究所又は研究に係る事項について
- 2 外部専門家との意見交換に必要な事項は、別に定める。

(評価結果)

第7条 病院長は、必要に応じ、内部評価を修正し、最終的な評価結果とする。

- 2 千葉県病院局長（以下、「病院局長」という。）に、病院長は、最終的な評価結果を報告する。

(措置)

第8条 病院長は、評価結果に基づいて措置を講じたときは、その旨を病院局長に通知する。

(公表)

第9条 病院局長は、最終的な評価結果及び評価結果に基づいて講じた措置を、インターネット等により公表する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 がんセンター（研究局）課題評価実施要領、がんセンター（研究局）課題評価専門部会組織・運営要領、千葉県がんセンター（研究局）内部評価実施要綱及び千葉県がんセンター（研究局）内部評価委員会組織・運営要領は、平成26年3月31日に廃止する。